

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七条の四第二項中「掲げる」を「定める」に、「額」を「額」に改める。

第六十一条の四第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に改め、「第二号八」の下に「に定める額」を加える。
第六十一条の六第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に、「第二号八」を「第二号口に定める額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地域高年齢者就業機会確保計画(同条第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第七号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。)に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。
第六十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

附則第十二条の次に次の一条を加える。
(介護休業給付金に関する暫定措置)

第十二条の二 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。
第十条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三 求職活動支援費
第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付
第三十七条の二の見出しを「高年齢被保険者」に改め、同条第一項中「被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日において雇用されているもの」を「六十五歳以上の被保険者」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第三十七条の三第一項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、「新たに」の下に「高年齢受給資格又は」を加える。
第三十七条の四第一項中「(第四項)」を「(第五項)」に改め、同条第三項後段を削り、同条第五項中「第三十四条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に、「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する場合における第二十二条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは、「第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項」とする。
第四十三条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十六条の三第一項第二号中「(限る。)」の下に「、高年齢受給資格者(高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。)」を加え、含む。以下この節において同じ」に改め、同条第二項中「受給資格者」の下に「高年齢受給資格者」を加え、前項第一号イを「同項第一号イ」に改め、同条第三項第二号中「十分の五」を「十分の六」に改め、「あ

第十章の章名を次のように改める。

第十章 対象労働者等に対する国等による援助

第十章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第三十六条から第五十二条までを次のように改める。

第三十六条から第五十二条まで 削除

第五十七条中、「第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」を「並びに第二十三条」に改める。

第六十条第一項中、「第十章第二節」を削り、「第六十七条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「一、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」とを削る。

第六十一条第一項中、「第六十三条、第六十五条及び第六十八条」を「から第六十四条まで及び第六十六条」に改める。

第六十四条を削る。

第六十五条を第六十四条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条を第六十六条とする。

第八条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の九」を「第十六条の十一」に改める。

第二条第一号中「その子」の下に「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の第二項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。」を加える。

第五条第一項第二号中「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）」を「一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者」に改め、同条第三項ただし書中「当該子の一歳到達日」を「当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）に改める。

第九条の二第二項中「同条第三項各号列記以外の部分中「一歳到達日」を「同条第三項ただし書中「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）に改める。」に、「一歳到達日（当該配偶者を「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）に改める。」に改める。

第十一条第一項第二号中「以下この号において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）」を「から六月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 当該対象家族について三回の介護休業をした場合

二 当該対象家族について介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。第十五条第一項において「介護休業日数」という。）が九十三日に達している場合

第十四条第一項中、「次条第一項及び第二十三条第三項」を「及び次条第一項」に改め、同条第二項中「撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き」を「撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については」に改める。

第十五条第一項中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改める。

第十六条の二第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「且」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護休暇の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 子の看護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六条の三第二項中「六月」との下に、「同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）」を加える。

第十六条の五第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「且」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは介護休業の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六条の六第二項中「六月」との下に、「同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）」を加える。

第十六条の八第二項中「第十七条第二項前段」の下に「第十八条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第十六条の九中「前条第一項」を「第十六条の八第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同項」を「第十六条の八第一項」に改め、第六章中同条を第十六条の十とし、第十六条の八の次に次の一項を加える。

第十六条の九 前条第一項から第三項まで及び第四項（第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十七条第二項中「第十六条の八第二項前段」の下に「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第二十三条第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第一項第三号において」を加え、「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「介護する労働者」の下に「であつて介護休業をしていないもの」を加え、「連続する九十三日」を「連続する三年」に改め、「当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までの期間における介護休業等日数が一年以上である場合にあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある

場合にあっては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間とする。」を削り、「措置」の下に「(以下この条及び第二十四条第二項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
二 前号に掲げるもののほか、介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないこととする
ことについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの
第二十三条に次の一項を加える。

4 前項本文の期間は、当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日として当該労働者が申し出た日から起算する。

第二十四条第一項第三号中「第六章」を「第十六条の八」に、「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「第二十三条第三項に定める措置」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」に改める。

第二十五条を次のように改める。
(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の三中「前条」を「第二十五条に定める事項及び前条」に改める。

第五十六条の二中「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十一」に「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで」に改め、「第二十三条の二」の下に「第二十五条」を加える。

第五十七条中「第二条第三号」を「第二条第一号及び第三号」に改め、「第十一条第二項第一号及び第二号」を削り、「第十六条の二第一項」及び「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」の下に「これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加え、「並びに第二十三条」を、「第二十三条第一項から第三項まで並びに第二十五条」に改める。

第六十条第二項中「第二条第三号」を「第二条第一号及び第三号」に、「第十一条第二項第一号及び第二号並びに第三項」を「第十一条第三項」に、「第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項」を「第十六条の二第一項から第三項まで、第十六条の五第一項から第三項まで」に、「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条」に、「第六章」を「第十六条の八」に、「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十一」に改め、「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」の下に「これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加える。

附則

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十八年四月一日

三 第一条中雇用保険法第三十七条の四第二項、第六十一条の四第四項及び第六十一条の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定並びに次条第一項及び第二項、附則第十九条、第二十条、第二十二條並びに第二十三条の規定 平成二十八年八月一日

四 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五条の二を削る改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに同法第二十二條第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 平成三十二年四月一日

(介護休業給付金に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下この項及び次項において「第一条改正後雇用保険法」という。)第六十一条の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者(第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「第二条改正後雇用保険法」という。)第六十一条の六の規定が適用される者を除く。)について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(次項において「第一条改正前雇用保険法」という。)第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後雇用保険法附則第十二条の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

3 第二条改正後雇用保険法第六十一条の六の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する介護休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法(以下「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。
(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続き雇用されている者(雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

(就業促進手当に関する経過措置)
第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)
第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)(施行日以後に高年齢受給資格者(第二条改正後雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。))又は特例受給資格者(雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。))となつた者を除く。)に対する雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 育児休業（第五条―第十条）</p> <p>第三章 介護休業（第十一条―第十六条）</p> <p>第四章 子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）</p> <p>第五章 介護休暇（第十六条の五―第十六条の七）</p> <p>第六章 所定外労働の制限（第十六条の八―第十六条の十）</p> <p>第七章 時間外労働の制限（第十七条―第十八条の二）</p> <p>第八章 深夜業の制限（第十九条―第二十条の二）</p> <p>第九章 事業主が講ずべき措置（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第十章 対象労働者等に対する国等による援助（第三十条―第五十条）</p> <p>（二条）</p> <p>第十一章 紛争の解決</p> <p>第一節 紛争の解決の援助（第五十二条の二―第五十二条の四）</p> <p>第二節 調停（第五十二条の五・第五十二条の六）</p> <p>第十二章 雑則（第五十三条―第六十一条）</p> <p>第十三章 罰則（第六十二条―第六十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 育児休業（第五条―第十条）</p> <p>第三章 介護休業（第十一条―第十六条）</p> <p>第四章 子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）</p> <p>第五章 介護休暇（第十六条の五―第十六条の七）</p> <p>第六章 所定外労働の制限（第十六条の八・第十六条の九）</p> <p>第七章 時間外労働の制限（第十七条―第十八条の二）</p> <p>第八章 深夜業の制限（第十九条―第二十条の二）</p> <p>第九章 事業主が講ずべき措置（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第十章 対象労働者等に対する国等による援助（第三十条―第五十条）</p> <p>（二条）</p> <p>第十一章 紛争の解決</p> <p>第一節 紛争の解決の援助（第五十二条の二―第五十二条の四）</p> <p>第二節 調停（第五十二条の五・第五十二条の六）</p> <p>第十二章 雑則（第五十三条―第六十一条）</p> <p>第十三章 罰則（第六十二条―第六十六条）</p>

(定義)

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間に於ける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。

二〇五 (略)

(育児休業の申出)

(定義)

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。

二〇五 (略)

(育児休業の申出)